

30 水大第 44 号
平成 30 年(2018 年) 5 月 14 日

一般社団法人 長野県産業環境保全協会長 様

長野県環境部長
(公印省略)

1,4-ジオキサンの暫定排水基準の見直しについて (通知)

日頃から、本県の環境行政について、格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、環境省水・大気環境局長から排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成 30 年環境省令第 9 号)を平成 30 年 4 月 10 日に公布し、同年 5 月 25 日から施行することとなった旨、別添写しのとおり通知がありましたので、御了知いただくとともに貴会関係者への周知等について御配意願います。

なお、本改正の概要については、下記 1 のとおりです。

記

1 改正の概要

現行の暫定排水基準を強化し、適用期間を 3 年間延長する。

(1) 適用業種

- ・エチレンオキサイド製造業
- ・エチレングリコール製造業

(2) 改正後の暫定排水基準

3 mg/L

(3) 適用期間

平成 30 年 5 月 25 日から 3 年間 (平成 33 年 5 月 24 日まで)

| |
|--|
| 環境部 水大気環境課 水質保全係 (課長) 渡辺 ゆかり (担当) 保科 憲孝 電 話 026-235-7162(直通) ファクシミリ 026-235-7366 電子メール mizutaiki@pref.nagano.lg.jp |
|--|



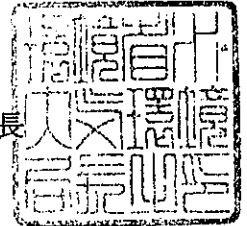
環水大水発第 1804101 号
平成 30 年 4 月 10 日

都道府県知事

水質汚濁防止法政令市長



環境省水・大気環境局長



1,4-ジオキサンの暫定排水基準の見直しについて

1,4-ジオキサンについては、排水基準を定める省令の一部を改正する省令(平成24年環境省令第15号。以下「省令」という。)附則第2条において暫定的な排水基準(以下「暫定排水基準」という。)を設定しているところ、その適用期間が平成30年5月24日に終了することとなる。

現行の暫定排水基準の対象業種(2業種)について、現時点での各対象業種の排水濃度の実態及び適用可能な処理技術等に照らし、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第1条に規定する排水基準(以下「一般排水基準」という。)への対応の可否を確認した上で、各対象業種に係る暫定排水基準値を強化し、適用期間を平成33年5月24日まで延長することとした。このため、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成30年環境省令第9号。以下「改正省令」という。)を平成30年4月10日に公布し、同年5月25日から施行することとしたものである。

については、下記の事項に留意の上、改正省令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 措置の内容

暫定排水基準が適用されている2業種に属する特定事業場については、以下のとおり暫定排水基準を強化して延長する(改正省令附則第2条第1項)。

○エチレンオキサイド製造業・エチレングリコール製造業

暫定排水基準：3 mg/L

適用期間：改正省令施行の日から3年間（平成33年5月24日まで）

2. 暫定排水基準が適用される特定事業場について

改正省令の施行に当たっては、暫定排水基準が適用される特定事業場の取扱いについて以下の事項に十分留意されたい。

(1) 暫定排水基準が適用される特定事業場が同時に複数の業種に属する場合には、当該業種に係る排水基準のうち最大の許容限度のものを適用することとする（改正省令附則別表備考）。

(2) いわゆる共同処理場（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第74号の施設を有する事業場）については、その処理する水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなして、暫定排水基準を適用することとする（改正省令附則第2条第2項）。

なお、暫定排水基準が適用される複数の業種の特定事業場の排水を共同処理場において処理する場合は、(1)に準じて当該業種に係る排水基準のうち最大の許容限度のものを適用することとする。

3. 関係者に対する指導について

改正省令による改正後の暫定排水基準が適用される特定事業場については、改正省令の施行の日から適用期間経過後に一般排水基準に対応することができるよう、必要な指導等をお願いする。